

公益財団法人豊田文化振興財団ウェブサイト広告基準

| | |
|-------------------------|---|
| <p>広告を掲載できない業種又は事業者</p> | <ul style="list-style-type: none"> (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）第2条に該当するもの又はこれに類似するものに係る業種又は事業者 (2) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定するもの又はこれに類似するものに係る業種又は事業者 (3) たばこに係る業種又は事業者 (4) ギャンブル（宝くじを除く。）に係る業種又は事業者 (5) 法令等に定めのない医療に類似する行為に係る業種又は事業者 (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中の事業者 (7) 社会上の問題となっているものに係る業種又は事業者 (8) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められる事業者 (9) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその事業者の経営又は運営に実質的に関与していると認められる事業者 (10) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している事業者を利用するなどしていると認められる事業者 (11) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している事業者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる事業者 (12) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる事業者 (13) 役員等又は使用人が、第8号から前号のいずれかに該当する事業者であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる事業者 (14) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でない業種又は事業者 |
| <p>記載できない広告</p> | <ul style="list-style-type: none"> (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの (4) 政治性又は宗教性のあるもの (5) 特定の主義又は主張に当たるもの（意見公告を含む） (6) 事実と異なるもの (7) 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの (8) 責任の所在が不明確であるもの (9) 内容が不明確であるもの (10) 個人の氏名を広告するもの (11) 美観風致を害するおそれがあるもの (12) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの (13) その他、ホームページに掲載する広告として不適当であると財団が認めるもの |

| | |
|-----------------|---|
| <p>広告の規格</p> | <p>サイズ：縦60ピクセル×横160ピクセル 容量：5キロバイト以下 画像形式：GIF形式又はJPEG形式</p> <p>以下の表記、構造は禁止とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 動画、アニメーション、静止画像の切り替え（反転表示）等 (2) 豊田市文化振興財団ウェブサイトのコンテンツの一部として錯誤しやすいデザイン (3) 広告主、商品、サービスのいずれかを表す文字情報がまったくないもの、または確認・判別が困難なもの (4) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン (5) アラートマーク (6) ラジオボタン (7) テキストボックス（入力できるように見えるもの） (8) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの） |
| <p>セキュリティ対策</p> | <ol style="list-style-type: none"> (1) 広告主は、セキュリティ上の措置を実施し、リンク先で改ざん等が発生しないよう努めなければならない。また、改ざん等が発生した場合には、財団の判断で即座に広告を取り外すことができる。 (2) リンク先で改ざん等が発生した場合は、原因究明と対策を実施し、書面での報告を行えば、再審査の上、再掲載することができる。 (3) 広告主を募集した事業者は、広告主のリンク先で改ざん等が発生しないようなセキュリティ上の措置が講じられていることを適宜、確認しなければならない。 |
| <p>広告の掲載期間</p> | <p>1 か月 単位</p> |